

東京都市計画流通業務団地の変更（東京都決定）

東京都市計画流通業務団地東部流通業務団地を次のように変更する。

名 称	東部流通業務団地				
位 置	江戸川区臨海町二丁目、臨海町三丁目及び臨海町四丁目各地内				
面 積	約 4 9 . 2 h a				
流通業務施設の規模	面 積	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の高さの制限	壁面の位置の制限
流通業務施設 ^{注1}	約 4 7 . 4 h a	6 / 1 0 ^{注2}	3 0 / 1 0	A街区 4 0 m以下 B街区 6 0 m以下	道路境界線より 5 m (門又は塀等は除く)
注 1 : 流通業務市街地の整備に関する法律 (昭和 4 1 年法律第 1 1 0 号) 第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる施設をいう。 注 2 : 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 5 3 条第 3 項第 1 号イの耐火建築物等 (自転車の停留又は駐車のための施設にあっては、同号イの耐火建築物等又はロの準耐火建築物等) 又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1 0 分の 1 を加えた数値とする。					
公 共 施 設 の 規 模	道 路	種 別 ・ 名 称	幅 員 ・ 延 長	備 考	
		区画道路	2 2 m ・ 約 8 3 0 m	1 路線	

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設の位置、建築物の高さの制限及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由： 近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務団地の都市計画を変更する。

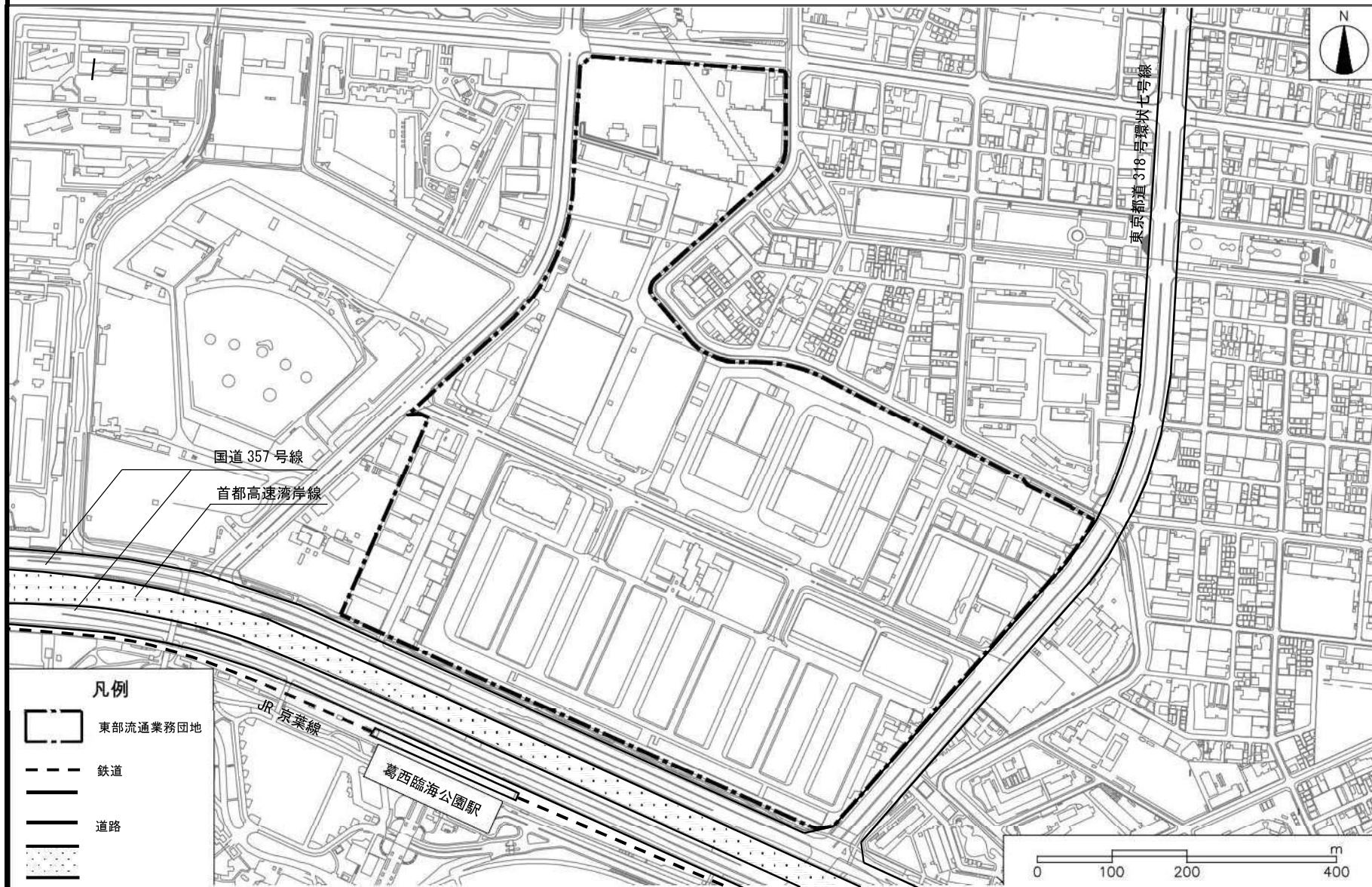
変更概要

東部流通業務団地									
変更事項									
1	位置	江戸川区臨海町三丁目及び臨海町四丁目各地内				→	江戸川区臨海町二丁目、臨海町三丁目及び臨海町四丁目各地内		
2	流通業務施設の規模	トラックターミナル	面積	約	18.5	h a	→	}	流通業務施設 面積 約 47.4 h a
		卸売市場	面積	約	7.5	h a	→		
		倉庫業及び卸売業①	面積	約	5.8	h a	→		
		倉庫業及び卸売業②	面積	約	12.3	h a	→		
		道路貨物運送業	面積	約	3.3	h a	→		
3	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合				6／10	→	6／10		
ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項第1号イの耐火建築物等（自転車の停留又は駐車のための施設にあつては、同号イの耐火建築物等又はロの準耐火建築物等）又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とする。									

東京都市計画流通業務団地 東部流通業務団地

位置図

〔東京都決定〕

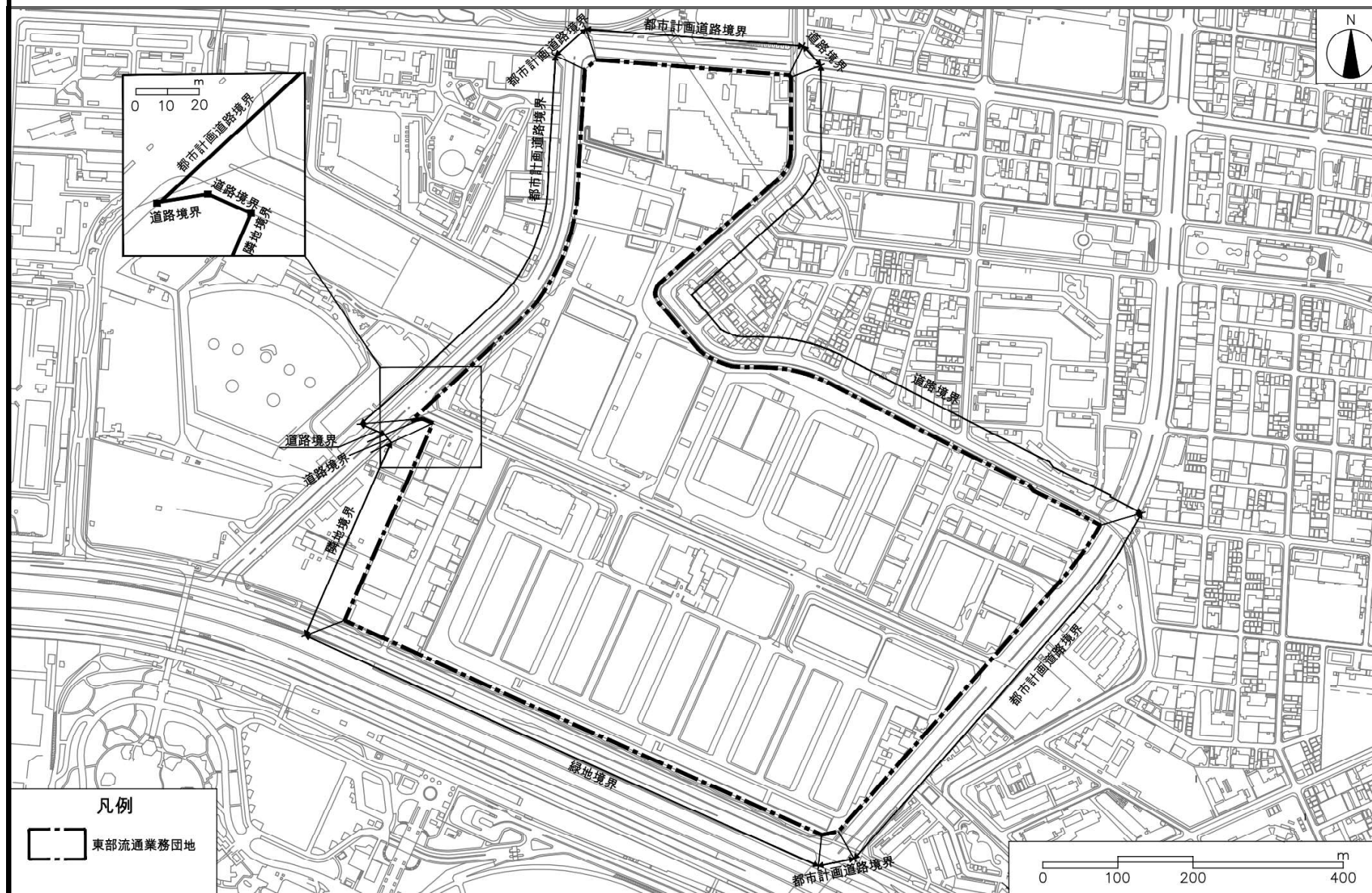


この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1724号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街都第251号、令和7年1月14日

東京都市計画流通業務団地 東部流通業務団地

計画図 1

〔東京都決定〕

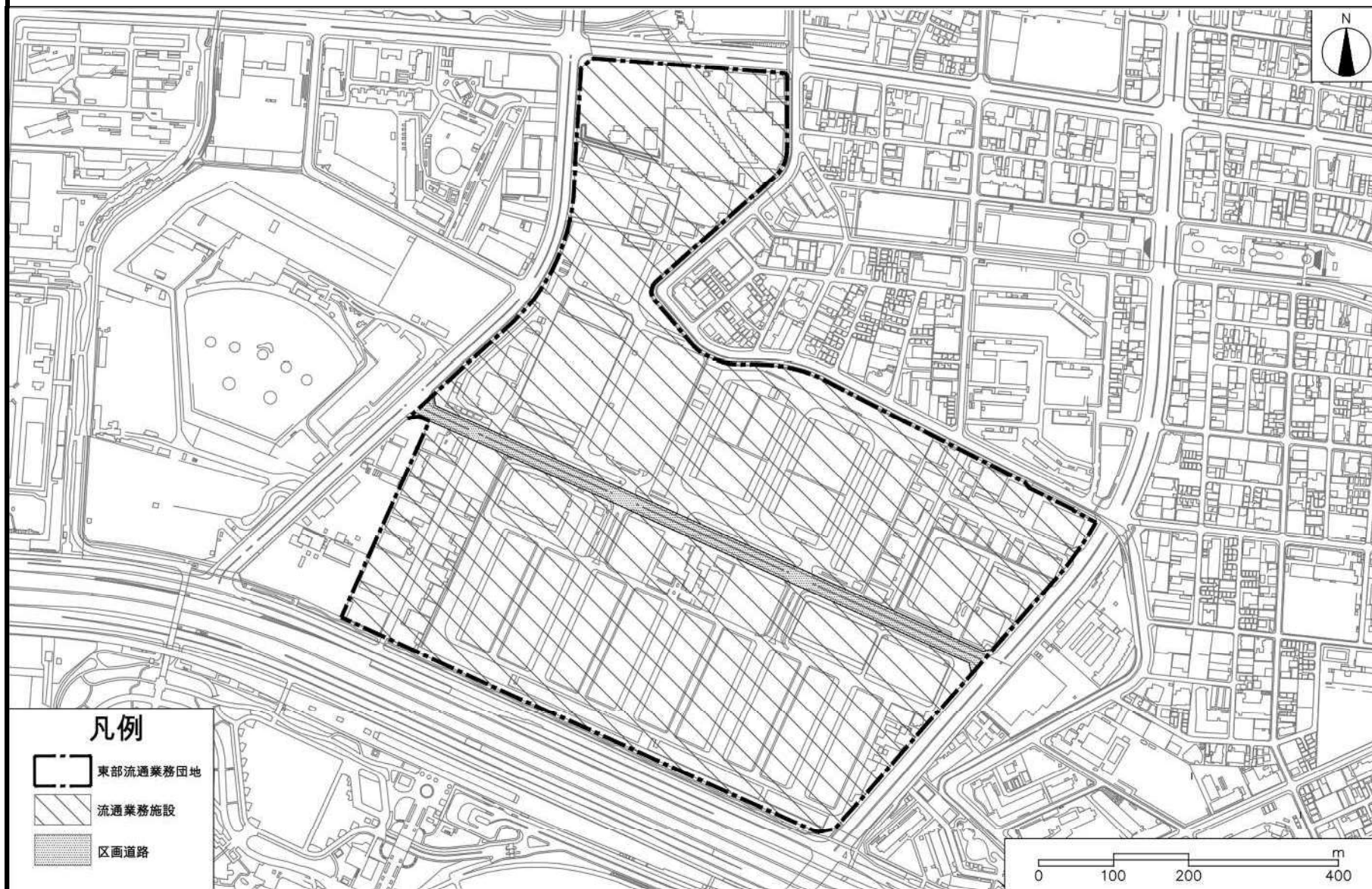


この地図は、国土地理院長の承認（平 29 関公第 444 号）を得て作成した東京都 地形図（S=1:2,500）を使用（6 都市基交第 1724 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6 都市基街都第 251 号、令和 7 年 1 月 14 日

東京都市計画流通業務団地 東部流通業務団地

計画図 2

〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 関公第 444 号）を得て作成した東京都 地形図（S=1:2,500）を使用（6 都市基交第 1724 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号） 6 都市基街都第 251 号、令和 7 年 1 月 14 日

東京都市計画流通業務団地 東部流通業務団地

計画図 3

〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 関公第 444 号）を得て作成した東京都 地形図（S=1:2,500）を使用（6 都市基交第 1724 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6 都市基街都第 251 号、令和 7 年 1 月 14 日